

# 岐阜県公報

号外 (三) 平成二十年三月二十八日

## 目次

### 告示

羽島都市計画公園事業の認可

(街路公園課)

ページ  
一

### 告示

岐阜県告示第二百四十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により羽島都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

羽島市

二 都市計画事業の種類及び名称

羽島都市計画公園事業 6・4・1号 羽島市運動公園

三 事業施行期間

官報登載の日から

同 二十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 羽島市正木町大浦字中山地内

使用の部分 なし

平成二十年三月二十八日印刷  
平成二十年三月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価  
一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社